

（電気を熱源とする器具）

第25条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 通電した状態で放置しないこと。

(2) 安全装置は、取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第22条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。）を準用する。

※ 改正経過：制定〔昭和23年条例第81号〕、一部改正〔昭和24年条例第26の3号〕、廃止・制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔平成26年条例第41号〕

【趣旨】

本条は、電気を熱源とする器具の取扱いの基準について定めたもので、シーズ、ハロゲン等の各種ヒーター類のほか、IHヒーター（電磁誘導加熱）等も含み、直流・交流を問わず対象となる。

電気を熱源とする器具については、飛躍的な産業技術の発達及びエネルギー革命により、調理・給湯・暖房の分野において電気技術が進展し、火のない安全な生活と環境の向上等への要望とが相まって、多種多様なものが市民生活の中に普及している。これらの時代背景から、昭和23年の条例制定時に包括的に盛り込まれた後、昭和37年の全部改正時において器具別に規定し、昭和48年の条例全部改正により当該規定方法を改め、使用する燃料の各性質別（気体、液体、固体、電気）に規定し、より適切な取扱基準が設けられたものである。

【解説】

1 電気を熱源とする器具による火災危険（例）

電気を熱源とする器具を使用することにより想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

	想定される火災危険（例）	対策（例）
□	天ぷらを揚げた後、IH調理器の電源を切り忘れたまま、その場を離れてしまったことにより、時間の経過とともに天ぷら油が過熱発火する。	・通電した状態で放置しないこと。
□	電気こんろを使用し、くん製用チップを加熱したまま、その場を離れたことで同チップが過熱により発火し、周辺の木製くん製用箱に燃え移ったことで火災化する。	・本来の使用目的以外に使用しないこと。
□	台所に置かれたIH調理器のチョークコイル側電源コードとメイン基板との取付部分が経年劣化により接続不良となって発熱し、周囲の可燃物が着火し、火災化する。	・故障又は破損したものを使用しないこと。
□	IHクッキングヒーターのグリル内に付着した油かすが引火し、火災化する。	・器具の周囲の整理、清掃をすること。

電気を熱源とする器具による火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げているが、これらの火災危険を排除し、安全に、安心して当該器具を使用するためには、本条及び本条【解説】に掲げる内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要がある。

2 電気を熱源とする器具の取扱いの基準（第1項関係）

(1) 第1号は、電源の切り忘れや、電源を切ったつもりが切れていなかったことによる火災事例が多いため、規定したものである。

(2) 第2号は、温度制御装置や過熱防止装置等の安全装置が火災危険を回避するために重要なものであることを勘案し、当該装置を外したり、別の不適合品など特性の異なる部品等と取り替えて

はならないことを規定したものである。

3 その他電気を熱源とする器具の取扱いの基準（第2項関係）

(1) 第1項に定めるもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第22条（液体燃料を使用する器具）第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用している。具体的に準用される規定の概要については、以下のとおりである。各規定の詳細は、第22条【解説】を参照すること。

ア 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から、火災予防上安全な距離として消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。（第22条第1項第1号関係）

イ 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。（第22条第1項第2号関係）

ウ 容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。（第22条第1項第3号関係）

エ 地震等により容易に転倒し、又は落下するおそれのないような状態で使用すること。（第22条第1項第4号関係）

オ 不燃性の床上又は台上で使用すること。（第22条第1項第5号関係）

カ 故障し、又は破損したものを使用しないこと。（第22条第1項第6号関係）

キ 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。（第22条第1項第7号関係）

ク 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。（第22条第1項第9号関係）

ケ 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。（第22条第1項第9号の2関係）

(2) 「器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具」とは、電気あんか、電気毛布、電気足温器などをいい、これらは、ふとん、毛布などの可燃物が直接接触して使用するものである。これらは、使用目的からして「第22条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2」の規定を準用するほかの電気器具とは異なり、同項第2号及び第5号から第7号までの規定を準用する。具体的に準用される規定の概要については、以下のとおりである。各規定の詳細は、第22条【解説】を参照すること。

ア 可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所での使用に関すること。（第22条第1項第2号関係）

イ 不燃性の床上又は台上での使用に関すること。（第22条第1項第5号関係）

ウ 故障又は破損したものの使用禁止に関すること。（第22条第1項第6号関係）

エ 本来の使用目的以外の使用禁止に関すること。（第22条第1項第7号関係）

4 証票の標示

本条の電気を熱源とする器具は、電気用品安全法では、電気用品による危険及び障害の発生を防止するために、約450品目の電気用品を対象として指定し、製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することとなっており、一定の安全性が確保されている。また、届出事業者は、基準に適合し、検査等を実施した電気用品について、国が定めた表示（PSEマーク、事業者名、定格電流等）を表示することとなっている。

電気用品に付される表示	
特定電気用品	特定電気用品以外の電気用品
	
<ul style="list-style-type: none"> ・「特定電気用品」とは、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品のこと。 ・具体的には、電気温水器、電熱式・電動式おもちや、電気ポンプ、電気マッサージ器、自動販売機、直流電源装置など。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定電気用品以外の電気用品」とは、電気用品であって「特定電気用品」以外の電気用品のこと。 ・具体的には、電気こたつ、電気がま、電気冷蔵庫、電気歯ブラシ、電気かみそり、白熱電灯器具、電気スタンド、テレビジョン受信機、音響機器、リチウムイオン蓄電池など。

5 離隔距離（別表第3関係）

条例に定める電気を熱源とする器具の離隔距離は、下表のとおりである。

(1) 電気温風機

種類	入力	距離（センチメートル）			
		上方	側方	前方	後方
不燃以外	2キロワット以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注
不燃	2キロワット以下	0 注	0 注	— 注	0 注

注) 温風の吹き出し方向にあつては、60センチメートルとする。

備考

ア 「不燃以外」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品である場合をいう。（2）から（8）までについて同じ。

イ 「不燃」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合をいう（以下、本条【解説】において同じ。）。（2）から（8）までについて同じ。

ウ 距離（センチメートル）欄の「—」は、種類欄に掲げる設備又は器具の構造、使用実態等から、離隔距離を定めなことを示す。（2）から（8）までについて同じ。

(2) 電気調理用機器

種類			入力	距離（センチメートル）			
				上方	側方	前方	後方
不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下(1口当たり2キロワットを超え3キロワット以下)	100	2	2	2
				—	20 注1	—	20 注1
				—	10 注2	—	10 注2
				100	2	2	2
			4.8キロワット以下(1口当たり1キロワットを超え2キロワット以下)	—	15 注1	—	15 注1
			—	10 注2	—	10 注2	
			4.8キロワット以下(1口当たり1キロワット以下)	100	2	2	2
			—	10 注1 注2	—	10 注1 注2	
不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下(1口当たり3キロワット以下)	80	0	—	0
				—	0 注1 注2	—	0 注1 注2
		こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8キロワット以下(1口当たり3.3キロワット以下)	80	0	—	0
				—	0 注2	—	0 注2

備考

ア 距離（センチメートル）欄の「注1」は、機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。

イ 距離（センチメートル）欄の「注2」は、機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。

(3) 電気天火

種類		入力	距離（センチメートル）			
			上方	側方	前方	後方
不燃以外		2キロワット以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注
不燃		2キロワット以下	10	4.5 注	—	4.5 注

注) 排気口面にあつては、10センチメートルとする。

備考 「電気天火」とは、定格電圧が100ボルト以上300ボルト以下及び定格消費電力が10キロワット以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。一般的な呼称としては、オープン、オープントースターという。

(4) 電子レンジ

種類		入力	距離（センチメートル）			
			上方	側方	前方	後方
不燃以外	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注
不燃	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5 注	—	4.5 注

注) 排気口面にあつては、10センチメートルとする。

(5) 電気ストーブ（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）

種類		入力	距離（センチメートル）			
			上方	側方	前方	後方
不燃以外	前方放射型	2キロワット以下	100	30	100	4.5
	全周放射型	2キロワット以下	100	100	100	100
	自然対流型	2キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5
不燃	前方放射型	2キロワット以下	80	15	—	4.5
	全周放射型	2キロワット以下	80	80	—	80
	自然対流型	2キロワット以下	80	0	—	0

(6) 電気乾燥器

種類		入力	距離（センチメートル）			
			上方	側方	前方	後方
不燃以外	食器乾燥器	1キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
不燃	食器乾燥器	1キロワット以下	0	0	—	0

(7) 電気乾燥機

種類		入力	距離（センチメートル）			
			上方	側方	前方	後方
不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2

注1) 前面に排気口を有する機器にあつては、0センチメートルとする。

注2) 排気口面にあつては、4.5センチメートルとする。

(8) 電気温水器

種類		入力	距離（センチメートル）			
			上方	側方	前方	後方
不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	4.5	0	0	0
不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	0	0	—	0

6 電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について

電気を熱源とし、一般家庭で使用される調理用の設備及び器具（以下、本条【解説】において「調理用機器」という。）とグリスフィルターとの火災予防上安全な離隔距離については、平成26年3月14日付け消防予第75号通知（電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について。令和3年5月10日付け消防予第231号通知により一部改正）による。当該内容については、以下のとおりである。

(1) 用語の定義

ア 電磁誘導加熱式調理器

電磁誘導加熱により煮物調理等の加熱・調理をするもので、なべ等を置くことができるもの。ただし、電磁誘導加熱装置の上に鉄板等を組み込み、その鉄板等を加熱することにより調理等を行うもの及び専用ポット付き電磁誘導加熱式小形自動湯沸器（ホテル等の客室等で使用される可搬形で湯沸し専用の電磁誘導加熱式調理器）を除く。

イ 特定安全電磁誘導加熱式調理器

電磁誘導加熱式調理器（電気天火又は電子レンジとの複合品を含む。）のうち、次の（ア）から（キ）までの火災安全対策が施されているもの。

- (ア) 全ての電磁誘導加熱装置に、調理油が発火温度に達するおそれがあるときに加熱を停止又は低減する措置を講じていること。
- (イ) (ア) の機能を利用者が解除できるようにする場合には、利用者が明確な意図を持って操作する場合に限り解除できること。
- (ウ) 小さい金属製のものを感知して加熱を行わないようにする機構を有すること。
- (エ) 電磁誘導を開始するためのスイッチが押されたことを感覚的に判別できる措置を講じていること。
- (オ) スイッチの誤投入防止のための措置を講じていること。
- (カ) センサーの異常動作や断線時に加熱を停止する措置を講じていること。
- (キ) 次のaからcまでに掲げる事項がカタログ、リーフレット等に記載してあること。
 - a 揚げ物をする際には、メーカーが指定するなべを用い油量を十分に確保して調理を行うこと。
 - b 金属製のものを誤って加熱しないこと。
 - c 急激な温度上昇に伴う自然発火などの危険性に関すること。

(2) グリスフィルターとの離隔距離

油脂を含む蒸気が発生させるおそれのある調理用機器の上方に設置されるグリスフィルターと発熱体等とは、次に掲げる離隔距離を確保すること。

グリスフィルター	レンジフードファン附属のグリスフィルター（注1）	左記以外のもの
電気こんろ（注2） 電気レンジ（注2） 電磁誘導加熱式調理器（注2） （特定安全電磁誘導加熱式調理器を除く。）	80cm以上	100cm以上
特定安全電磁誘導加熱式調理器（注2）	60cm以上（注3）	

（注1）「レンジフードファン」とは、電気用品安全法施行令別表第2・8（42）に規定する換気扇（厨房用）で機器の一部を天蓋とした風量15m³/min以下のものをいう。

（注2）対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の規定に関する基準を定める省令別表第2に掲げる種別のものに限る。

（注3）各住戸の厨房用ダクトが単独排気方式である場合に限り適用する。